

名古屋港管理組合 設計変更ガイドライン

令和元年 7 月
(令和 7 年 4 月一部改定)

名古屋港管理組合

目 次

1. 策定の目的
2. 設計変更の基本事項
3. 設計変更の留意事項
4. 設計変更が不可能なケース
5. 設計変更が可能なケース
6. 設計変更手続きのフロー
7. 設計変更に関わる資料の作成
8. 指定・任意の使い分け
9. その他
10. 改訂履歴

1. 策定の目的

○はじめに

工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や 使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合がある。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

「名古屋港管理組合設計変更ガイドライン」は、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等をまとめ、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。

また、本ガイドラインとは別に、設計変更の内容及びこれに伴う契約変更の取扱いなどの必要な事項を定めた「名古屋港管理組合設計変更事務取扱要領」も参考とされたい。

○適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

請負代金額に対する変更見込額の増加割合によらず、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

○ガイドライン策定の目的

設計変更の内容については、発注者及び受注者が合意し契約することが不可欠である。このため、発注者及び受注者における共通認識の保有、設計変更における透明性向上の観点から、「設計変更ガイドライン」を策定することとした。

なお、設計変更にあたっては、それに先立ち発注者として、より具体的な条件明示の徹底を図ること、また、受注者として、施工中に疑義が生じた場合は、発注者と協議しながら施工するなど、それぞれの役割分担が適切になされていることが必要である。

2. 設計変更の基本事項

○用語の定義

- ・ **設計変更**とは、工事の施工に当たり、設計図書の変更にかかるものをいう。
- ・ **契約変更**とは、設計変更により、工事請負契約約款に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更にかかるものをいう。
- ・ 標準仕様書とは、愛知県建設部土木工事標準仕様書を指す。

○設計変更に関する主な条項

- 第 9 条 特許権等の使用
- 第 16 条 支給材料及び貸与品
- 第 18 条 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- 第 19 条 条件変更等
- 第 20 条 設計図書の変更
- 第 21 条 工事の中止
- 第 22 条 受注者の請求による工期の延長
- 第 23 条 発注者の請求による工期の短縮等
- 第 24 条 工期の変更方法
- 第 25 条 請負代金額の変更方法等
- 第 26 条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- 第 27 条 臨機の措置
- 第 28 条 一般的損害
- 第 30 条 不可抗力による損害
- 第 31 条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更
- 第 35 条 部分使用

3. 設計変更の留意事項

○発注者の留意事項

請負工事は、標準仕様書及び特記仕様書等の設計図書に基づいて実施されることから、発注者は設計図書に品質や規格及び施工条件等の必要な事項を明示し、適正な施工ができるように努めなければならない。

また、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、受注者に対し、書面にて、迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

なお、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法廷手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

○受注者の留意事項

受注者は、設計図書に示された工事目的物を完成できるよう適切に施工を行う義務があり、そのために設計図書や現場条件を事前に確認する必要がある。

なお、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、速やかに、その旨を**書面にて発注者に通知**し、確認を請求しなければならない。

4. 設計変更が不可能なケース

○下記のような場合は、原則として設計変更が出来ない。

(ただし、契約約款第27条（臨機の措置）で対応するような災害時等の緊急性を要する場合は、この限りではない)

- ①契約図書に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- ②受注者の都合により「承諾」事項として処理された案件について施工した場合。
- ③工事請負契約約款及び標準仕様書等に定められている所定の手続きを経していない場合。
- ④正式な書面によらない場合（口頭のみ指示・協議等）。
- ⑤施工条件等の変更がない場合において、当初の設計図書のとおり施工しても支障がない場合。

5. 設計変更が可能なケース

○設計変更が可能な事案としては、下記のような場合が考えられる。

- ①仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が、現地で確認された場合。
- ②当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
- ③所定の手続きを行い、発注者の「指示」による場合。
- ④受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

ただし、設計変更に当たっては下記の事項に留意する。

- ・当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- ・当該工事での設計変更の必要性を明確にする。また、設計変更とすることへの妥当性（別件工事ではないか）を明確にする。
- ・設計変更に伴う請負代金額や工期の変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末日までに行うものとする。

※ 設計変更を行う事例としては、想定し得なかった自然条件や社会情勢の変化など様々なケースが存在する。そして、設計変更の対応は、特記仕様書や図面等の記載事項を変更することに対して、工事請負契約約款の各条文に合致するか否かが判断の基準となる。発注者は、設計変更にあたり、現場で起こった事案に対して、これらに合致するかを個々に判断することが求められる。

○変更指示を行う場合の概算額の記載方法

設計変更を行う為、契約変更を行う場合は、打合せ記録簿にその内容に伴う増減額の概算額を記載するよう努める。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあつては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

【受発注者間の協議により変更する場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面にて指示を行う。
2. 打合せ記録簿には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 打合せ記録簿による概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。

○「設計図書の照査」の基本的な考え方

(1) 「設計図書の照査」に係わる規定について

①【工事請負契約約款第19条（条件変更等）】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1. 設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
3. 設計図書の表示が明確でないこと。
4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

②【標準仕様書 1-1-3（設計図書の照査等）】

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。

(2) 「設計図書の照査」の位置づけ

- ・受注者は、工事請負契約約款及び標準仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。
- ・標準仕様書 1-1-3 設計図書の照査等に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約約款第19条にある、現場と設計図書が一致しないこと的事实を監督職員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- ・また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

【受注者が自らの負担で行う部分】

①設計図書の照査に係る費用

②設計図書の照査の結果を監督職員に説明するための資料作成

- ・現地地形図
- ・設計図との対比図
- ・取り合い図
- ・施工図等

③監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合の資料作成

【発注者が実施する部分】

- ①照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等

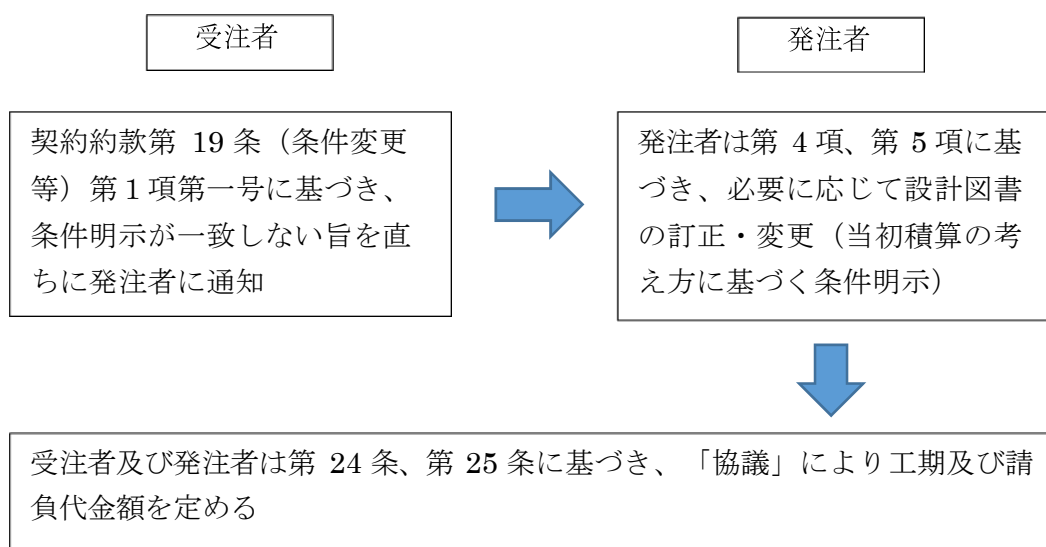
※受注者に作成等を指示する場合は、その費用を負担する。

○設計変更の手続きについて

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続き

(契約約款第 19 条第 1 項第一号)

図面、仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規定がなく、図面と仕様書が一致しない場合には、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不適当であるため、設計書、図面、仕様書等に対する質問回答書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきである。



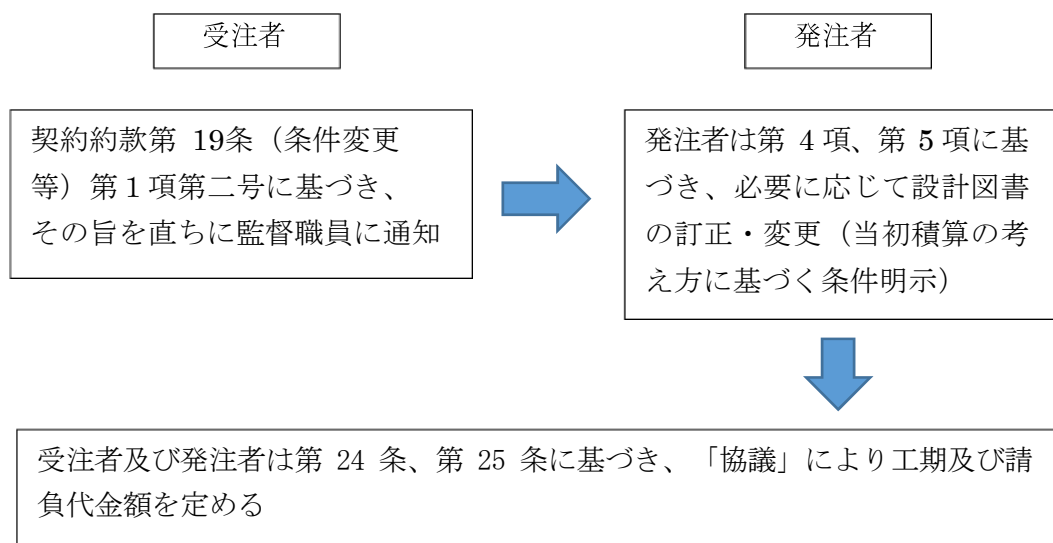
【例】

- ア. 設計図書の平面図と詳細図で H 鋼の規格、舗装構成等の記載が一致しない場合
イ. 図面と仕様書で管材料の口径、構造物の延長等の記載が一致しない場合

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約約款第 19 条第 1 項第二号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

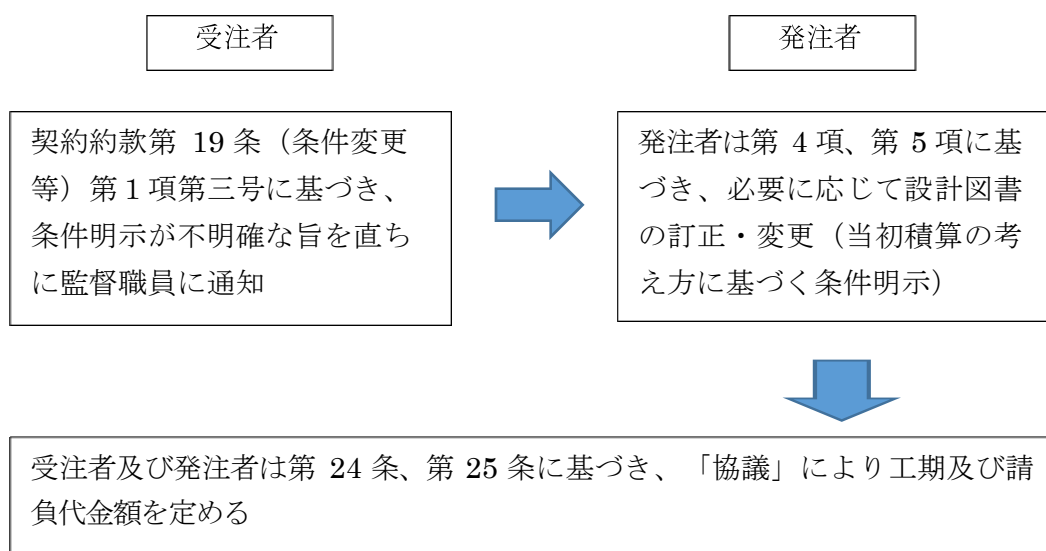


【例】

- ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、安全監視船、交通整理員について条件明示がない場合
- エ. 着工前に図面を照査したところ、橋梁躯体工でエポキシ樹脂塗装鉄筋を使用しなければならない箇所が、普通鉄筋の指定となっていた場合
- オ. 着工前に図面を照査したところ、岸壁本体工で鋼材の部材長に表示ミスがあった場合
- カ. 着工前に図面を照査したところ、防波堤上部工で上部コンクリートの目地設置位置が表示されていなかった場合
- キ. 着工前に図面を照査したところ、岸壁の撤去工事で、撤去する栈橋上部の下面に設置されている既設給水管の表示が図面から抜けていた場合

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き
(契約約款第 19 条第 1 項第三号)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で 実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である



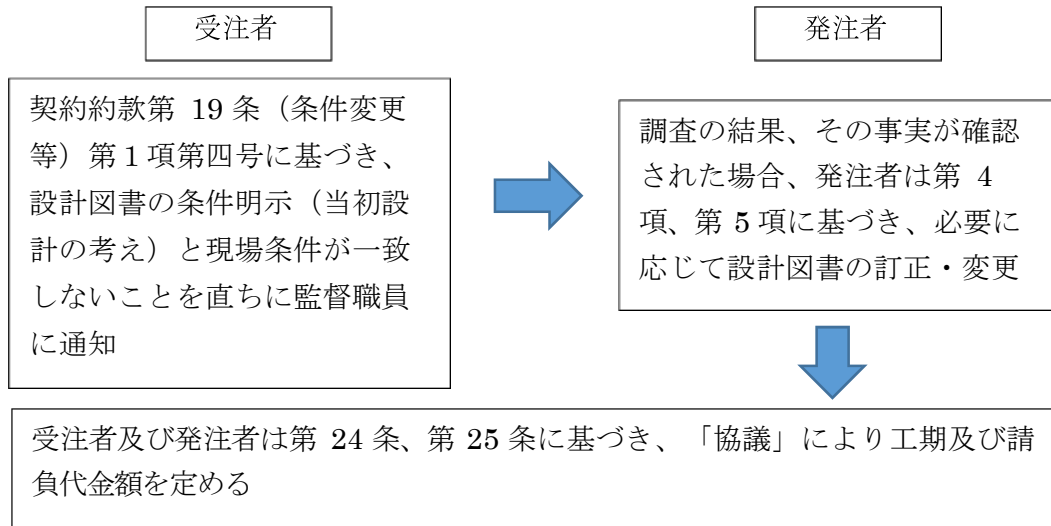
【例】

- ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ウ. 実際には施工現場の立地条件、構造条件等により使用する船舶及び機械に制限があるが、設計図書には制限があることが示されていない場合
- エ. 公害対策、安全対策、使用経路、仮設備、作業船の仕様、再生資源、排水等の施工条件が明確でない場合

- (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
の手続き (契約約款第 19 条第 1 項第四号)

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。



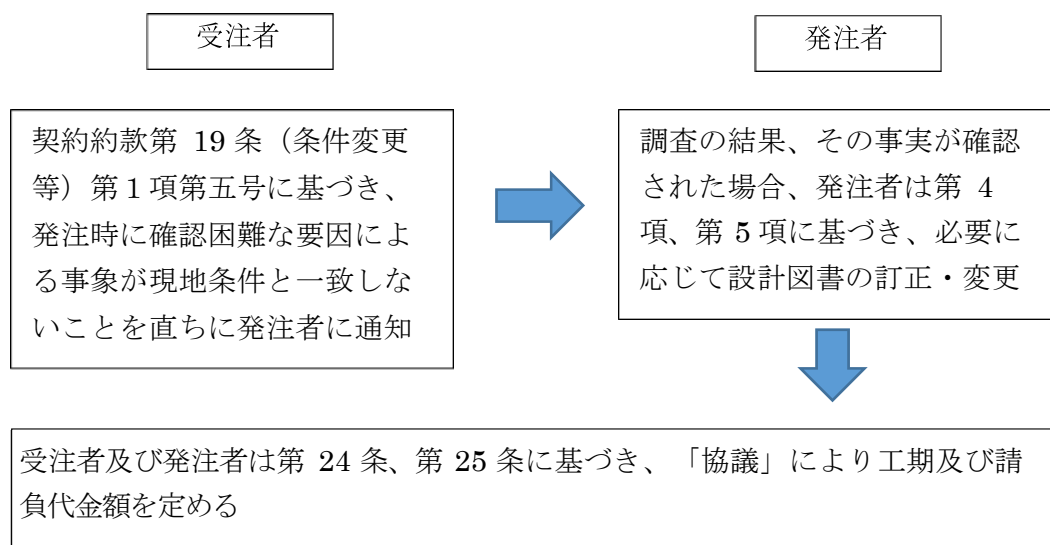
【例】

- ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制と一致しない場合
- エ. 撤去工事を施工したところ、当初想定していない障害物（埋設物、湧水等）が確認され、施工条件の変更が必要な場合
- オ. 土中の不可視部分（地盤改良工事等）を施工したところ、埋設物（障害物）が確認された場合
- カ. 支持地盤が想定と異なる場合等、撤去工の追加や工法及び深度の変更が必要な場合
- キ. 浚渫工事で受注者が行う着工前の事前測量において、埋没等が確認され深浅値が当初の設計図書と異なる場合

(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予想することができない特別な状態が生じた場合の手続き (契約約款第 19 条第 1 項第五号)

当初は、予想することができなかったために設計図書に施工条件として定めておらず、事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合についても、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、当初の設計図書どおりに施工することは不適當である。

また、すでに存在しており予想することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第 1 項一の適用を受けることとなる。



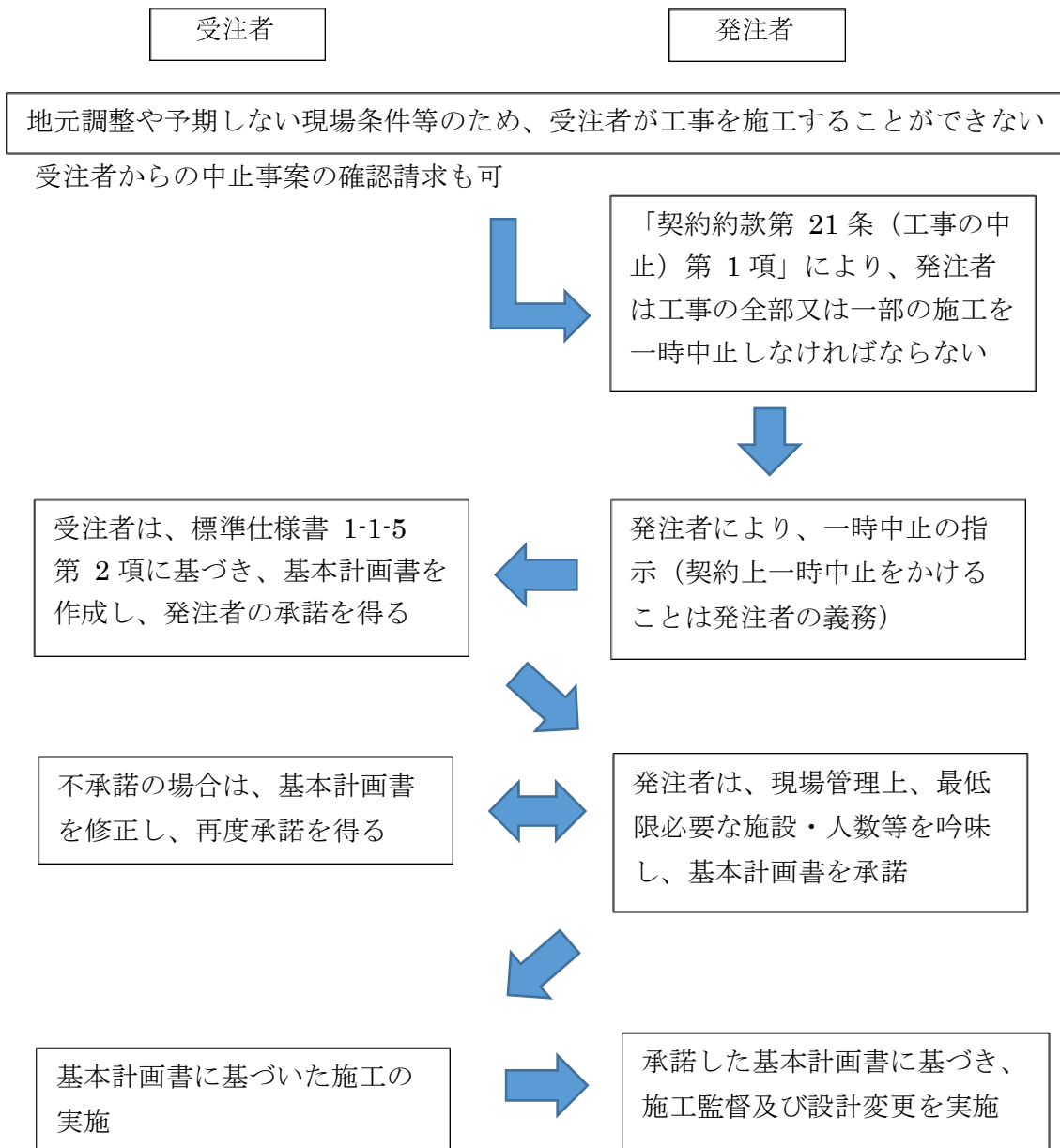
【例】

- ア. 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合
- イ. 施工中に地下埋設物を発見し、撤去が必要となった場合
- ウ. 工事区域内において埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合
- エ. 工事区間内において住民運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害により、品質、出来形の確保および工程遅延に影響がある場合

(6) 工事中止の場合の手続き

(契約約款第 21 条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き



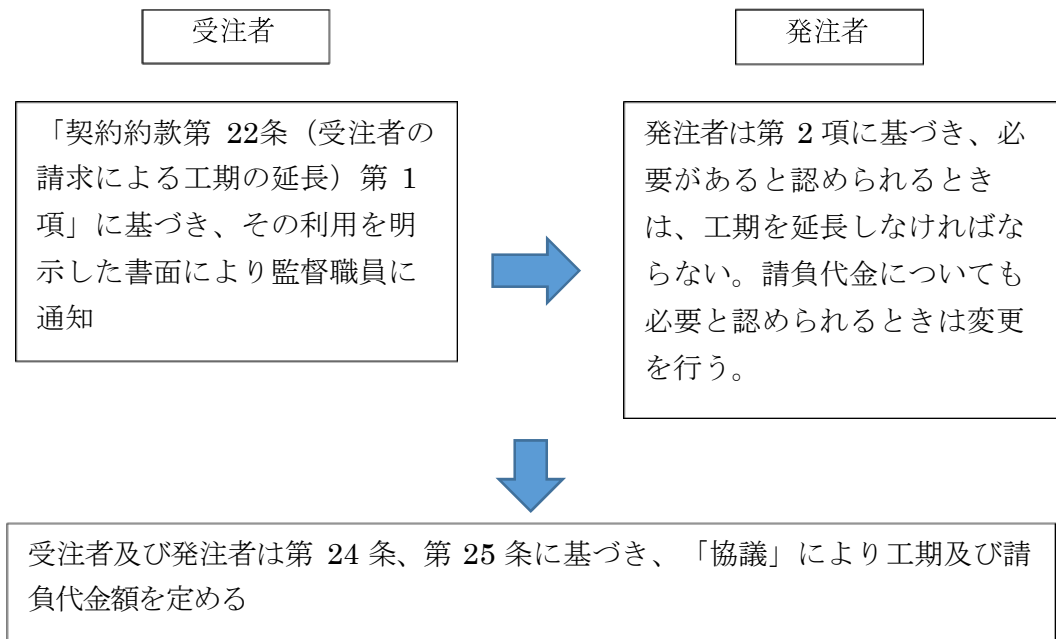
【例】

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 発注者と警察、海上保安部、河川・鉄道等の管理者との協議が未了の場合
- ウ. 管理者との協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合で、その措置検討に時間を要する場合
- カ. 工事用地の確保が出来ない等のため、工事を施工できない場合
- キ. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ク. 機雷等不発弾の発見から処理終了までの施工できない期間が設定された場合
- ケ. 有害物質（ダイオキシン等）の検出から調査結果確定までの施工できない期間が設定された場合
- コ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(7) 受注者の請求による工期の延長

(契約約款第22条)

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。



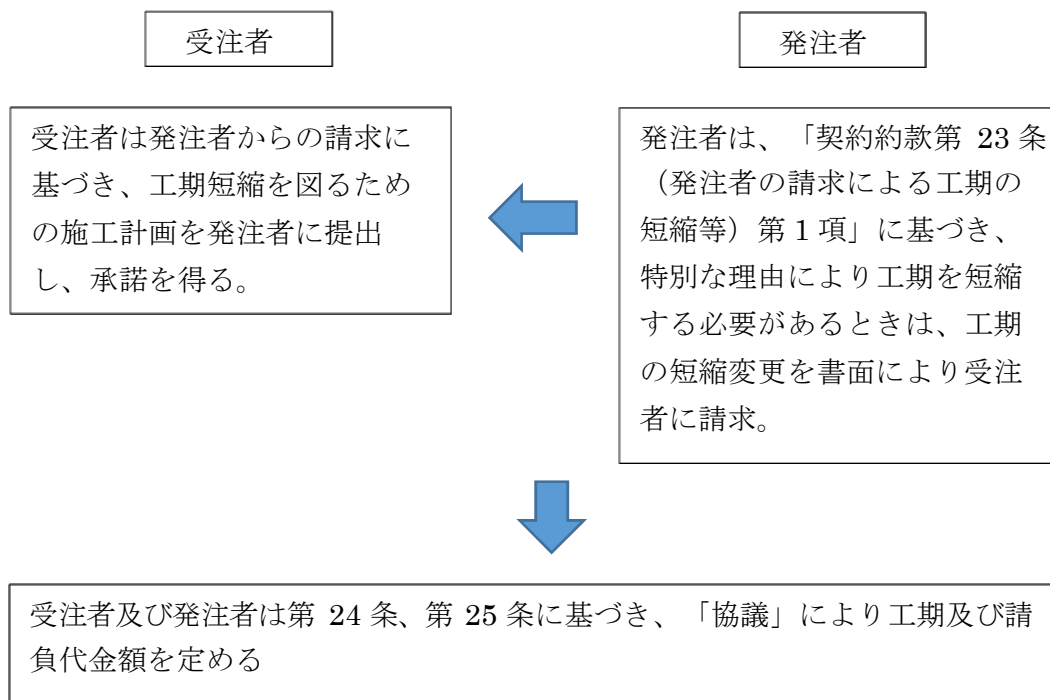
【例】

- ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- イ. 台風や冬季風浪等による施工現場での荒天待機日が続いた場合
- ウ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- エ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(8) 発注者の請求による工期の短縮等

(契約約款第23条)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



【例】

- ア. 工事一時中止にともない、工期短縮が必要な場合
- イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ウ. 港湾運営上、供用開始時期を繰上げる必要が生じたことから、当初予定した完成時期を繰上げることにするため、工期を短縮せざるを得ない場合
- エ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(9)「設計図書の照査」の範囲を超えるものの具体例

【例】

ア．現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。

イ．現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。

ウ．構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

エ．構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。

オ．現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。

カ．構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

キ．基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

ク．土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算書および設計図面作成。

ケ．設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする

6. 設計変更手続きのフロー

設計変更の手続きは、「5. 設計変更が可能なケース」で記載したとおり、工事請負契約約款の各条項を根拠に様々な内容が実施され、その行政手続きも案件毎に異なる。

設計変更の多くは工事施工中に発生することから、工事進捗への影響を最小限に抑える必要があり、スムーズな処理が常に求められる。ここでは、設計変更の手続きフローの例を紹介し、迅速化への参考とされたい。

(1) 工事請負契約約款第19条の場合のフロー例

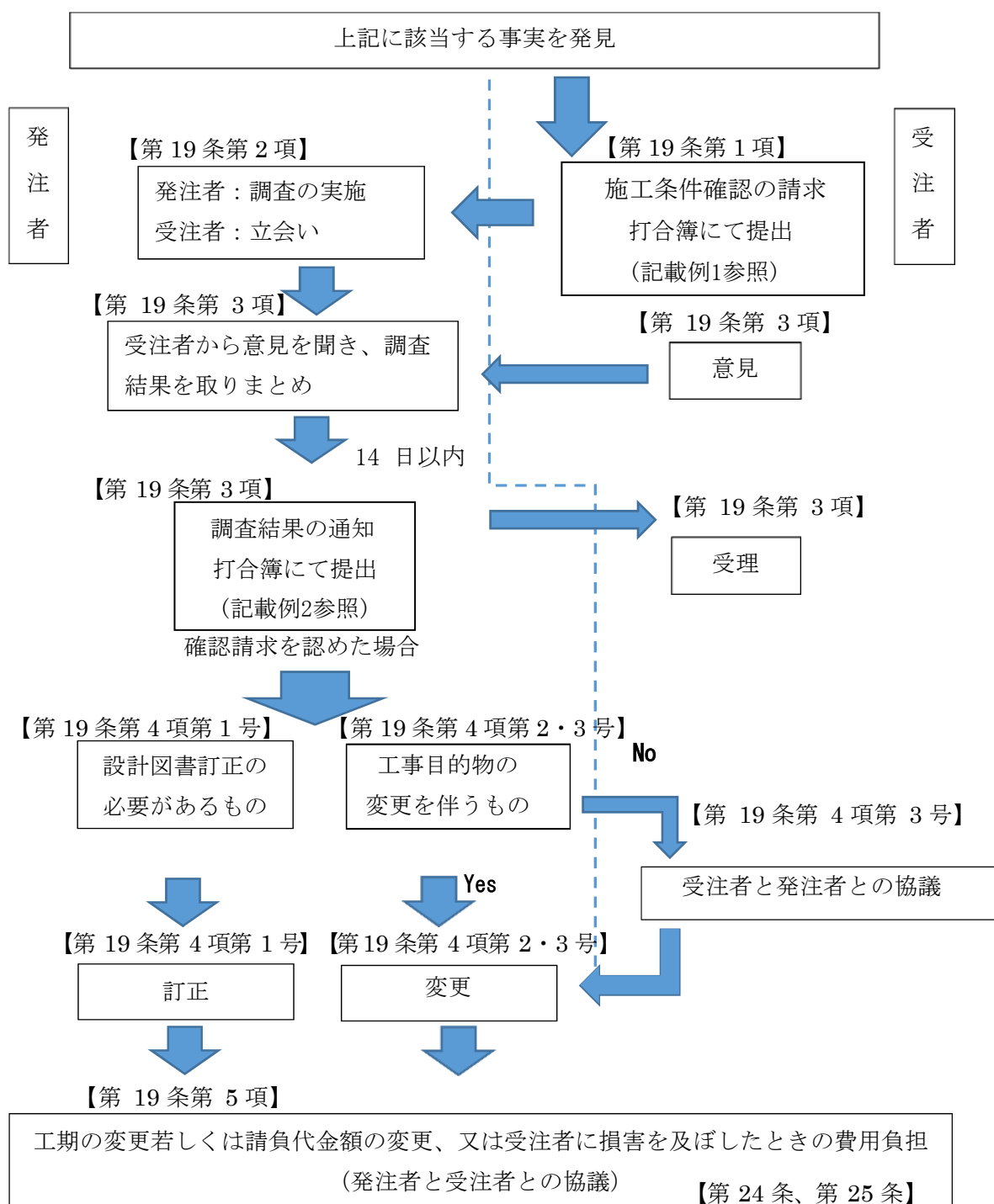
(2) 工事請負契約約款第20条の場合のフロー例

(3) 工事請負契約約款第21条の場合のフロー例

(1) 工事請負契約約款第 19 条の場合のフロー例

【第 19 条：条件変更等に該当する事実】

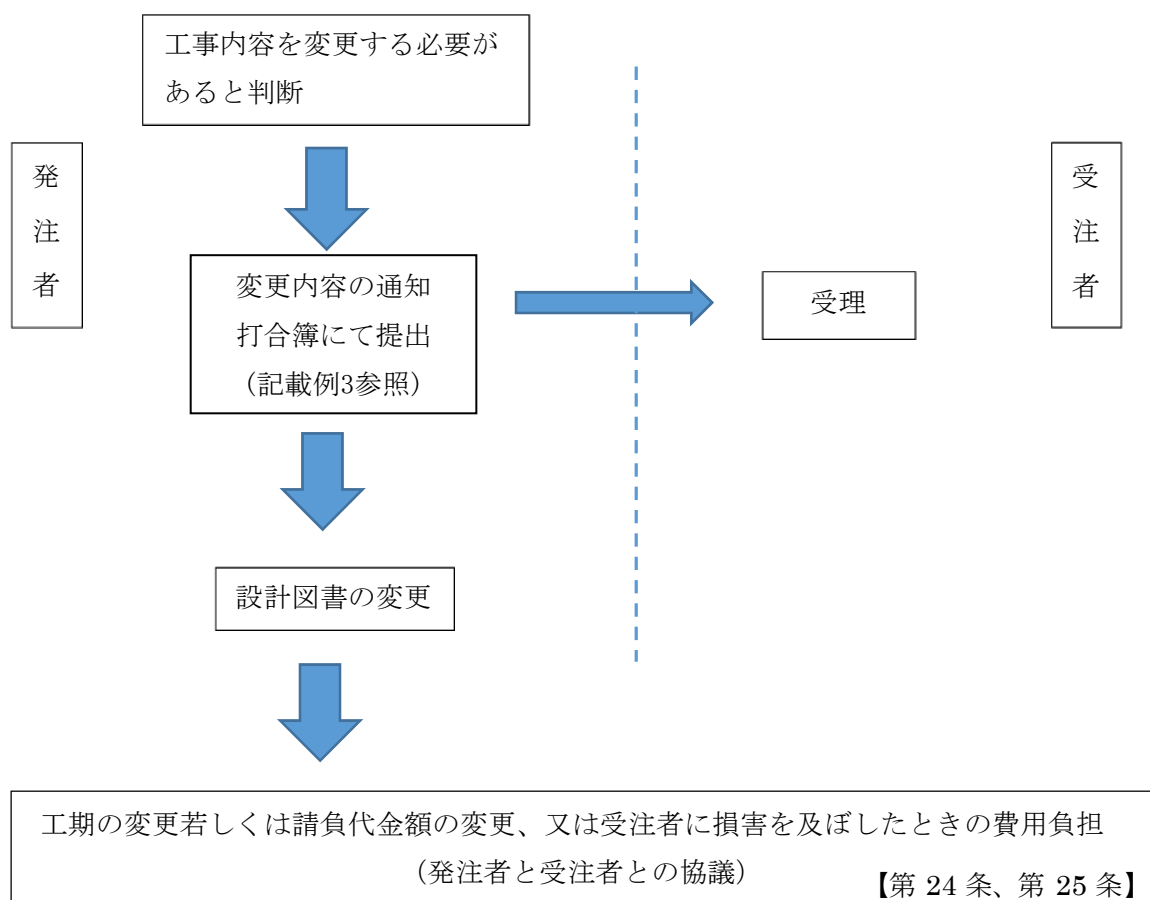
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと



(2) 工事請負契約約款第 20 条の場合のフロー例

【第 20 条：設計図書の変更に関する事実】

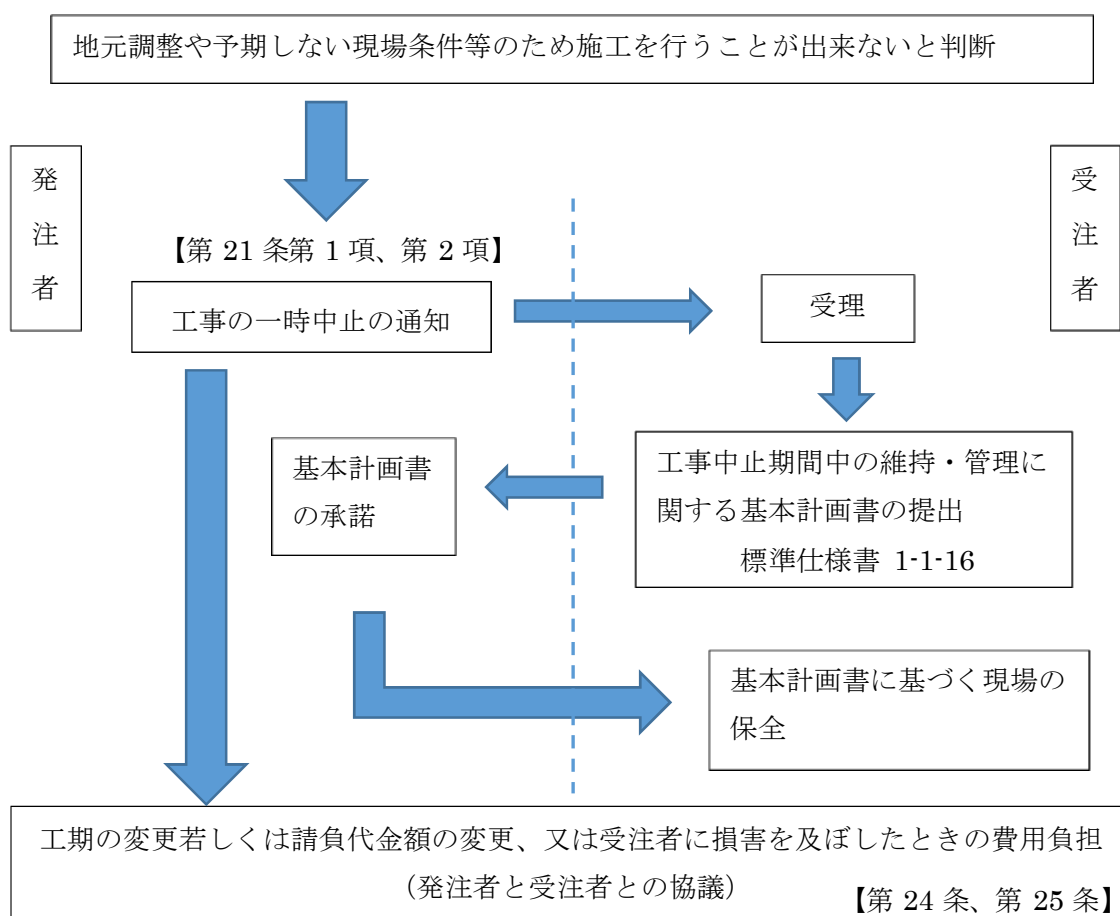
発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるとき（事業の進捗を図る場合や執行困難な場合など）は、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。



(3) 工事請負契約約款第 21 条の場合のフロー例

【第 21 条：工事の中止に該当する事実】

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。



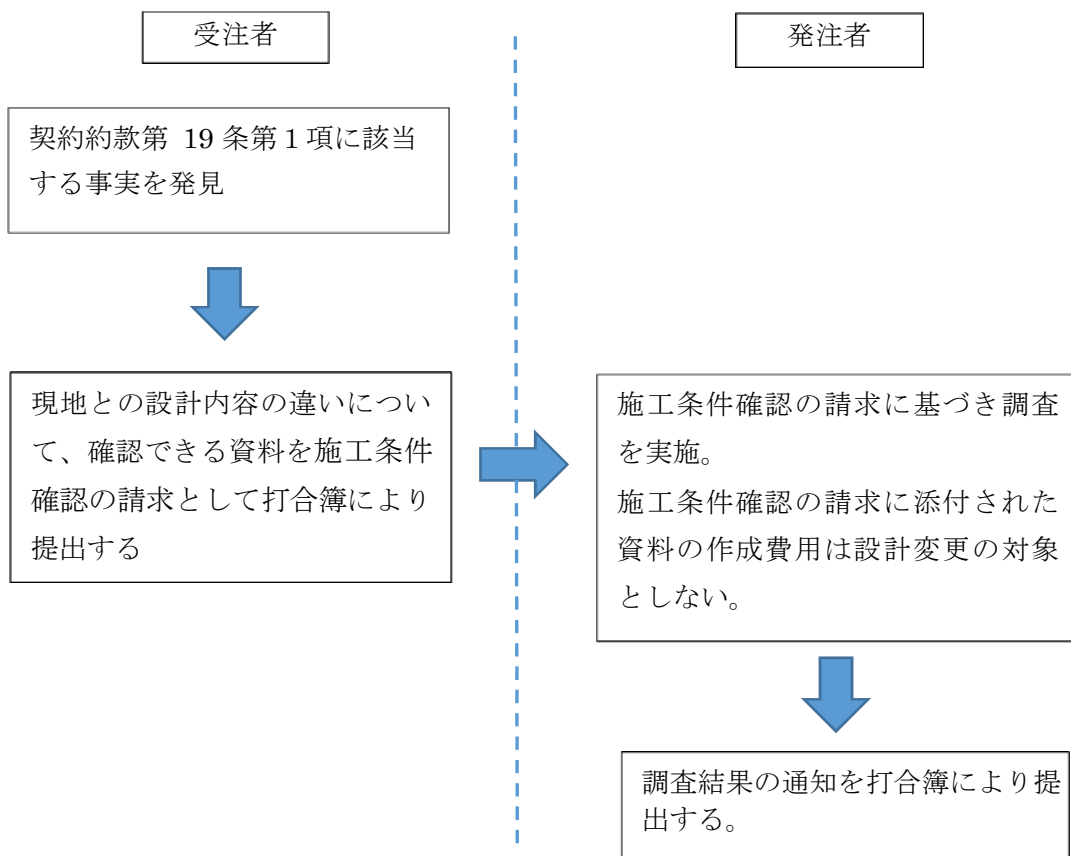
7. 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な書類の作成

受注者は、当初設計等に対して工事請負契約約款第 19 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を施工条件確認の請求として打合簿により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象とはしない。

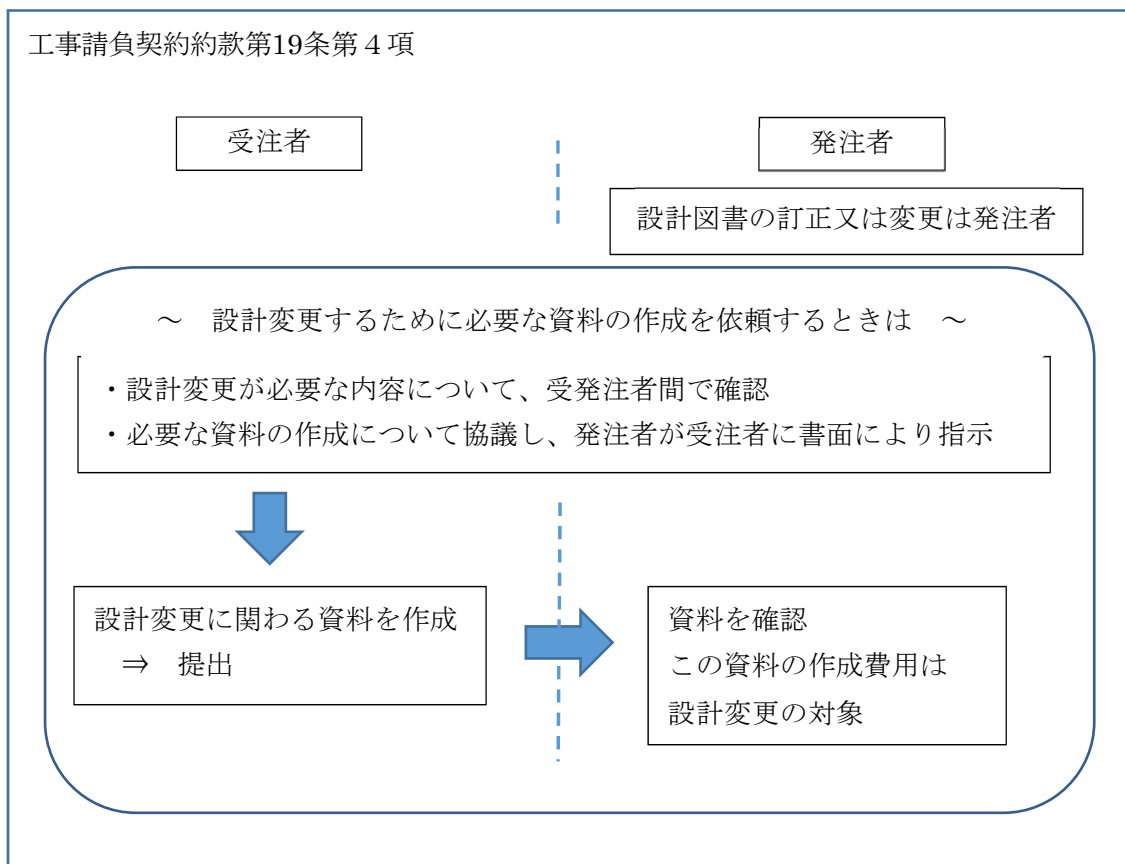
【工事請負契約約款第 19 条第 1 項】



(2) 設計変更に必要な書類作成

「工事請負契約約款」第 19 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。



8. 指定・任意の使い分け

(1) 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、工事請負契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があったとしても原則として設計変更の対象とならない。

ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる

仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設・施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（変更の対象としない）



発注者（監督職員）は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛では使用機械は〇〇をとっているのに、他の機械での施工は不可との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、積算上の工法で施工するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

(2) 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

工事請負契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

工事請負契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。）については、この契約約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項の例> ・ 防災機能を有する仮設物を設置する場合 ・ 関係官公署等との協議により制約条件のある場合 ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置する場合 ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合	

9. その他

○設計変更事務フロー（工事請負契約約款 19 条による場合）

○設計変更事務フロー（工事請負契約約款 20 条による場合）

○別紙様式（契約内容の変更について）

○打合簿への記載例

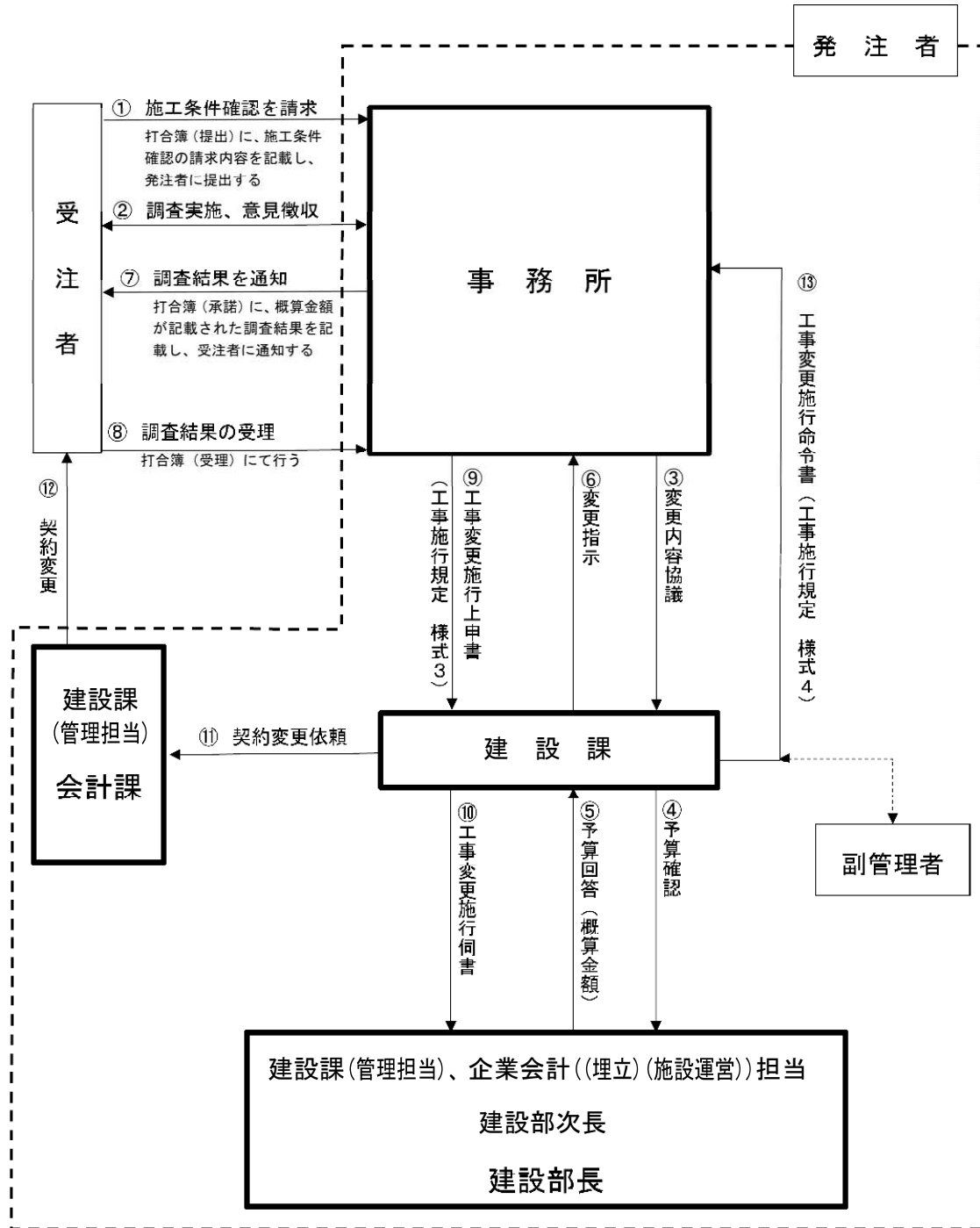
- ・施工条件確認の請求（記載例1）
- ・調査結果の通知（記載例2）
- ・変更内容の通知（記載例3）

○名古屋港管理組合工事請負契約約款（抜粋）

改訂履歴

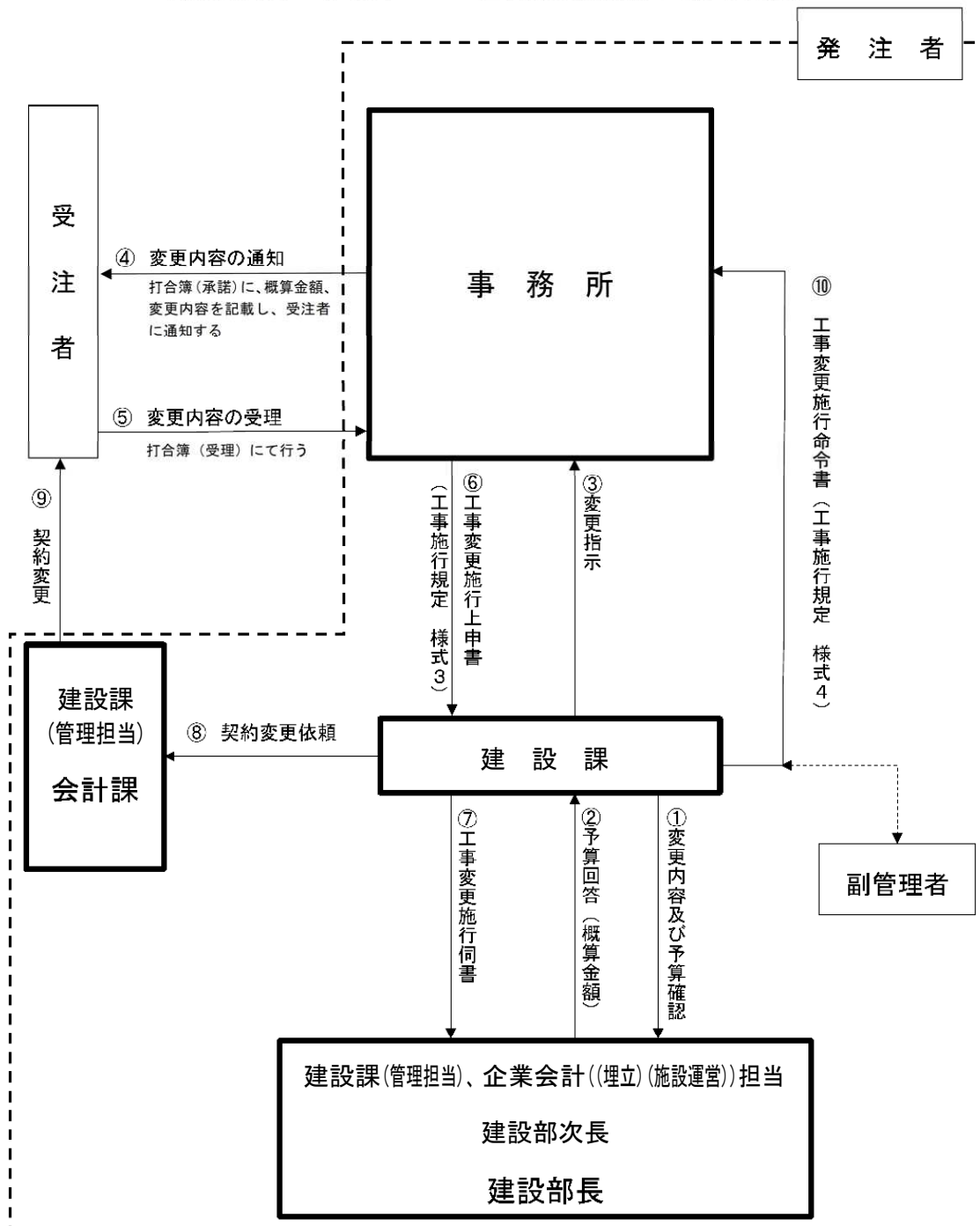
平成 29 年 4 月	初版
平成 30 年 4 月	一部改正
令和元年 7 月	一部改正
令和 2 年 4 月	一部改定
令和 4 年 4 月	一部改定
令和 5 年 4 月	一部改定
令和 7 年 4 月	一部改定

設計変更 事務フロー（工事請負契約約款第 19 条による場合）



- (備考)
- ・③～⑥は別紙様式で対応する
 - ・⑦は⑥を受けてから 14 日以内に受注者に通知するものとする
 - ・⑫には契約約款第 24 条及び第 25 条の手続きを含む
 - ・設計変更事務取扱要領第 6 ただし書きに伴う設計変更協議は、①～⑧までの対応とする

設計変更 事務フロー（工事請負契約約款第20条による場合）



- (備考)
- ・①～③は別紙様式で対応する
 - ・④では必要に応じて追加資料を添付する
 - ・⑨には契約約款第24条及び第25条の手続きを含む
 - ・設計変更事務取扱要領第6ただし書きに伴う設計変更協議は、①～⑤までの対応とする

建設部長	次長	建設課（管理担当）			企業会計（施設運営）担当			企業会計（埋立）担当		
		担当課長 (管理担当)	課長補佐 (管理担当)	経理係長	担当 課長		担当 係長	担当 課長		担当 係長

建設課				
建設 課長	課長 補佐	設計第 一係長	技術第 一係長	技術第 二係長

（案）

契約内容の変更について（〇〇回目）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

建設課長 様

建設事務所長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した工事について、下記のとおり契約内容の変更を行う必要がありますので、よろしくお取り計らい下さい。

記

工事番号 令和〇〇年度 第〇〇号
工事名 〇〇〇〇〇〇工事
受注者 〇〇〇〇〇〇

変更理由 〇〇〇〇〇〇のため

原工期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更による工期

原契約金額（税込） ¥〇〇〇〇〇〇〇〇－
変更概算金額（税込） ¥〇〇〇〇〇〇〇〇－（増額 ¥ ー）

変更概要 〇〇〇工 延長〇〇m→延長〇〇m
 〇〇〇工 面積〇〇㎡→面積〇〇㎡
 〇〇〇工 1式 変更による追加

その他説明資料 別添資料

契約内容の変更について

令和〇〇年〇〇月〇〇日

建設課長 様

港湾工事事務所長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した工事について、下記のとおり契約内容の変更を行う必要がありますので、よろしくお取り計らい下さい。

記

工事番号 令和〇〇年度 第〇〇号
工事名 〇〇〇〇〇〇工事
受注者 〇〇〇〇〇〇

変更理由 〇〇〇〇〇〇のため

原工期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更による工期

原契約金額(税込) ￥〇〇〇〇〇〇〇〇〇－
変更概算金額(税込) ￥〇〇〇〇〇〇〇〇〇－(増額 ￥ ー)

変更概要 〇〇〇工 延長〇〇m→延長〇〇m
〇〇〇工 面積〇〇㎡→面積〇〇㎡
〇〇〇工 1式 変更による追加

その他説明資料 別添資料

打合簿への記載例

(名古屋港管理組合工事請負契約約款第19条)

(受注者が発注者に、施工条件確認を請求する場合)

→打合せ簿に以下の内容を記載し、発注者に提出する。

<記載事項>

次の工事について、名古屋港管理組合工事請負契約約款第 19 条第 1 項の規定により、下記に該当する事実を発見しましたので、通知します。

工事名

受注者

1. 発見した事実

(事実を簡潔かつ具体的に記述すること。別添資料のとおりと記載しても可)

2. 説明資料等 別添資料のとおり

(事実を明確にできる資料の作成。必要に応じ図面、現場写真を添付)

打合簿への記載例

(名古屋港管理組合工事請負契約約款第19条)

(発注者が受注者に、調査結果を通知する場合)

→打合せ簿に以下の内容を記載し、受注者に通知する。

<記載事項>

名古屋港管理組合工事請負契約約款第 19条第 3 項の規定により、設計図書の変更内容を通知します。

工事名

受注者

1. 変更理由

(事実を簡潔かつ具体的に記述すること。別添資料のとおりと記載しても可)

2. 設計図書の訂正

発注者にて、設計図書を訂正し別添のとおり指示します。

原工期

自 平成〇〇年〇〇月〇〇日

至 平成〇〇年〇〇月〇〇日

変更による工期

自 平成〇〇年〇〇月〇〇日

至 平成〇〇年〇〇月〇〇日

変更概算金額 ￥〇〇〇〇〇〇〇. 一増額

変更概要

〇〇〇工 延長〇〇m→延長〇〇m

〇〇〇工 面積〇〇㎡→面積〇〇㎡

〇〇〇工 1式 変更による追加

その他説明資料

〇〇工平面図(変更図面2-1)、写真等

打合簿への記載例

(名古屋港管理組合工事請負契約約款第20条)

(発注者が受注者に、変更内容を通知する場合)

→打合せ簿に以下の内容を記載し、受注者に通知する。

<記載事項>

名古屋港管理組合工事請負契約約款第 20条第 1 項の規定により、設計図書の変更内容を通知します。

工事名

受注者

1. 変更理由

(事実を簡潔かつ具体的に記述すること。別添資料のとおりと記載しても可)

2. 設計図書の訂正

発注者にて、設計図書を訂正し別添のとおり指示します。

原工期

自 平成〇〇年〇〇月〇〇日

至 平成〇〇年〇〇月〇〇日

変更による工期

自 平成〇〇年〇〇月〇〇日

至 平成〇〇年〇〇月〇〇日

変更概算金額 ￥〇〇〇〇〇〇〇. 一増額

変更概要

〇〇〇工 延長〇〇m→延長〇〇m

〇〇〇工 面積〇〇㎡→面積〇〇㎡

〇〇〇工 1式 変更による追加

その他説明資料

〇〇工平面図(変更図面2-1)、写真等

名古屋港管理組合工事請負契約約款（抜粋）

第1条(総則)

発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第9条(特許権等の使用)

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第16条(支給材料及び貸与品)

発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

第18条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合で、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があるまでの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、発注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第19条(条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条(設計図書の変更)

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条(工事の中止)

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第22条(受注者の請求による工期の延長)

受注者は、天災等又は第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条(発注者の請求による工期の短縮等)

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第24条(工期の変更方法)

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

第25条(請負代金額の変更方法等)

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第27条(臨機の措置)

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

第28条(一般的損害)

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第30条(不可抗力による損害)

工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者又は下請負人のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第31条(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第35条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第35条(部分使用)

発注者は、第32条第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。この場合、発注者は、受注者の立会いの上当該使用部分の検査をしなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。